



こんにちは
住民係です

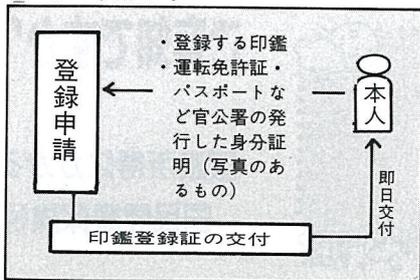
第2回目の今回は、印鑑登録について、ご案内します。

印鑑証明は、不動産の登記や金銭貸借のときなどに使われる大切なものです。従って、登録する場合は、次に掲げるとおり手続も少し複雑ですので注意してください。

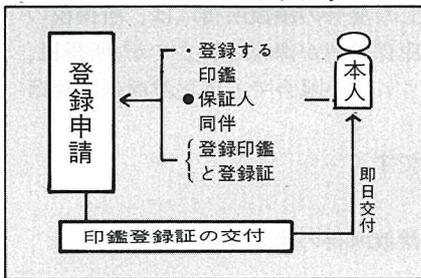
『印鑑登録の手続』

新しく印鑑登録する時、本人が申請する場合と、代

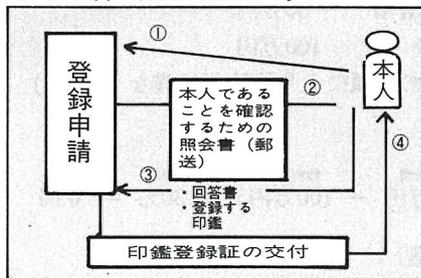
① 本人申請の時



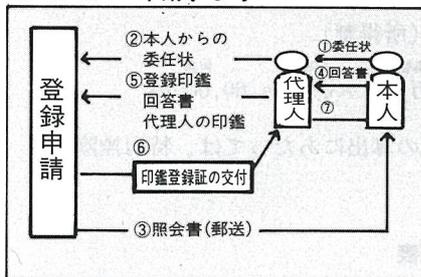
② 免許証・パスポートのない時



③ 証明書・保証人のない時



④ 代理人が申請する時



理の人が申請する場合は手続が異なります。(図参照)

① 本人が直接おいでになっても運転免許証や、パスポートなど官公署の発行した身分証明(写真あるもの)がないと印鑑登録証は即日交付されません。

② ①のような身分証明がないときは、町に印鑑登録している方が、保証人となり所定の保証書を提出していただいたとき、即日交付されます。(保証人は、印鑑登録証と登録印鑑をお持ちください。)

③ ①及び②がない場合は本人であることを確認するため、照会書を郵送しますので届きましたら、回答書を記入して14日以内

内においてください。

④ やむおえない理由により代理人に依頼して申請する時は、本人自筆の代理人選任届(委任状)が必要で、この届によって、申請の事実を確認するための照会書を本人あてに郵送しますので、回答書を本人が記入して代理人が回答書と登録する印鑑と代理人の印鑑を持参して、はじめて印鑑登録となります。

登録できない印鑑
● 住民基本台帳または、外国人登録原票に記載されている氏名または名と異なるもの
● 職業、資格、その他氏名以外の文字が入ったもの
● ゴム印その他の印鑑で、変形しやすいもの

登録印鑑の亡失や、印鑑登録証の紛失、登録印鑑の改印等により印鑑登録の廃止をし、同時に登録のしな

● 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの。または、一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの

● 印を押してもよく文字の読めないもの

『印鑑登録証明書』

● 印鑑登録証明書が必要な時は、必ず印鑑登録証をお持ちください。代理人の時も同じです。(実印や委任状は不要です。)

● 代理人がおいでになる時は、代理人の印鑑(認印)が必要です。

『登録の廃止と新規登録の申請』

登録印鑑の亡失や、印鑑登録証の紛失、登録印鑑の改印等により印鑑登録の廃止をし、同時に登録のしな

おしをする場合の手続は『印鑑登録の手続』と同じ方法になります。

● 次の場合には、印鑑登録が廃止の扱いとなります
● 印鑑登録証をお返しください。

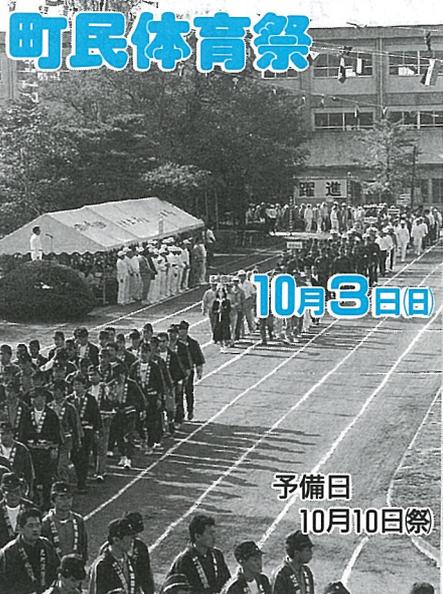
● 婚姻等による改姓のとき
● 町外へ転出する届を出したとき
● 本人が死亡し、死亡の届

● 15歳未満の方及び、禁治産者は登録できません。
● 20歳未満の方は、親の同意書が必要です。

また、登録できる印鑑は一人一個です。家族で同じ印鑑の登録はできません。

問合せ 住民福祉課住民係 ☎1211 内線153

暮らしのガイド



シルバー法律相談

対象 相続・訴訟関係など
法律的な事でお困りの高齢者の方

日時 9月29日(水)
午後1時～3時

場所 町民会館 B会議室

費用 無料

問合せ 住民福祉課福祉係 ☎1211 内線155

無料交通事故相談

相談日 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時40分
弁護士相談日 毎週金曜日 午後1時～4時

問合せ 日本損害保険協会 千葉自動車保険請求相談センター 明治生命千葉ビル7階 ☎043-224-7924